整理番号 市民一条行一7

## 複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	市民局区政支援室地域安全担当 (06-6208-7317)
処分課(担当)名	同上
行政指導の名称	客引き行為等の適正化に関する指導・勧告・公表
関連する 他局の名称	
概要	<ul> <li>1 誰もが安心して通行し、利用することができる快適な環境を確保するため、条例に基づき指定した禁止区域(原則一切の客引き行為等禁止)において、禁止行為等を行ったものに対し、指導・勧告し、勧告に従わないものに中止命令をだし、その命令に違反をした場合に当該命令に従わない旨、当該命令の内容及び当該命令を受けたものの氏名又は名称(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)、その他の命令に違反したものを特定するために必要な事項、当該命令に違反して行われた禁止行為に係る店舗、事務所その他の施設の名称及び所在地(市長が認める場合に限る。)を公表する。</li> <li>2 客引き行為等をするもの等に対して行われる書類その他の物件の提出等の要求、店舗等への立入調査及び関係人への質問の適正な実施を正当な理由なく妨げたときは、その旨、当該物件の提出等の要求又は立入調査等を受けるものの氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)、その他の当該物件の提出等の要求又は立入調査等を受けるものを特定するために必要な事項、当該物件の提出等の要求又は立入調査等に係る店舗、事務所その他の施設の名称及び所在地(市長が認める場合に限る。)を公表する。</li> </ul>
根拠となる要綱等	大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第11条第1項、第4項、第12条、第13条第1項、第2項 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
行政指導指針	<ul> <li>1 ①条例に基づき指定した禁止区域(原則一切の客引き行為等禁止)において、禁止行為である客引き行為等を行ったもの及びさせた者に対し中止するよう指導する。(ただし、禁止区域に接している土地又は建物において営業を行う市民等が当該土地又は建物の敷地の境界線から1メートル(当該土地又は建物の敷地に接している禁止区域の部分の幅員が4メートル未満の場合にあっては、当該幅員の4分の1の距離)までの範囲で行なう客引き行為等は除く)</li> <li>②上記①の指導をしたにもかかわらず、上記指導を受けたものが禁止行為を中止しないとき、禁止行為を中止するよう勧告する。</li> <li>③上記②の勧告をしたにもかかわらず、上記勧告を受けたものが当該勧告に従わないとき、又は一度でも過料処分を受けたものが再度禁止行為を行なった場合は、禁止行為を中止するよう命令する。</li> <li>④上記③の中止するよう命令されたものが客引き行為者の場合、脅迫等により無理矢理に客引き行為等をさせられているなど、命令に従えないことが真にやむを得ないと認められる合理的な理由がある場合を除き、当該命令に従わない場合に事実公表を行う。また、客引き行為等をさせたものについても、命令に従えないことが真にやむを得ないと認められる合理的な理由がある場合を除き、事実公表を行う。</li> <li>2 ①客引き行為等を行うものからの陳述や巡回指導等からの情報を基に、指導、勧告、命令を行うために必要な限度で、客引き行為等をさせたもの又は立入調査対象店舗を特定するため、営業許可証等の書類の提出等の要求、店舗等への立ち入り調査、関係人への質問を行う。②上記①の履行に関して、正当な理由なく、書類その他の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出者しくは提示をし、立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、事実公表を行う。</li> </ul>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000455432.html
備考	